

財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）

1 除雪機械の保有状況等

現在、市が所有する除雪機械（青森地区）は、ロータリ除雪車が10台、グレーダーが5台、タイヤショベルが1台の計16台となっているが、生活道路等における除排雪の作業を支援するため、新たに配備する除雪機械4台のうち2台を取得しようとするものである。

除雪機械の種類（青森地区）	台数	取得	計
ロータリ除雪車	10	4	14
グレーダー	5		5
タイヤショベル	1		1
計	16	4	20

2 取得する財産

品名	規格		数量
ロータリ除雪車	除雪幅	1,500mm	2台
	定格出力	90kw以上	
	エンジン	ディーゼルエンジン	
	除雪装置	ツーステージ形 ロータリ除雪装置	



【同型機】

3 契約の方法と相手方

契約の方法 随意契約
契約の相手方 (有)尾崎自動車商会

4 取得価格

5,478万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額498万円）

<納入期限>令和3年11月30日

見積執行票

件名	ロータリ除雪車の購入（その2）	
納入期限	令和 3年 11月 30日 まで	
納入場所	青森市道路補修事務所	
業種・品目	0500-05 車両、車両用品、点検、修理 / 建設用車両（各種ショベル類、ブルドーザ）	
見積提出	日時	令和 3年 5月 31日 午前 10時 00分
	場所	総務部契約課
決定金額	¥54,780,000（うち消費税相当額 ¥4,980,000）	
随契理由	ロータリ除雪車4台の購入に当たり、本市の競争入札参加資格業者のうち、業種「車両、車両用品、点検、修理」、品目「建設用車両（各種ショベル類、ブルドーザ）」に登録を有する33者に当該車両の取扱いを照会した結果、4台を対応可とした者はなく、「(株)青工」及び「(有)尾崎自動車商会」の2者から2台を限度として対応可能との回答を得た。 については、2台ずつを当該2者でなければ納入することができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するものと認め、随意契約の方法により契約を締結するものである。	
決定者	(有)尾崎自動車商会 代表取締役 尾崎 行雄	

外税

見積結果						
No	業者名	第1回	第2回	第3回	第4回	結果
1	(有)尾崎自動車商会 代表取締役 尾崎 行雄	¥49,800,000			¥54,780,000 (税込)	決定

契約番号

3-301884

受付番号

3-2328